



福生市 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：福生市

運営：弁護士ドットコム株式会社

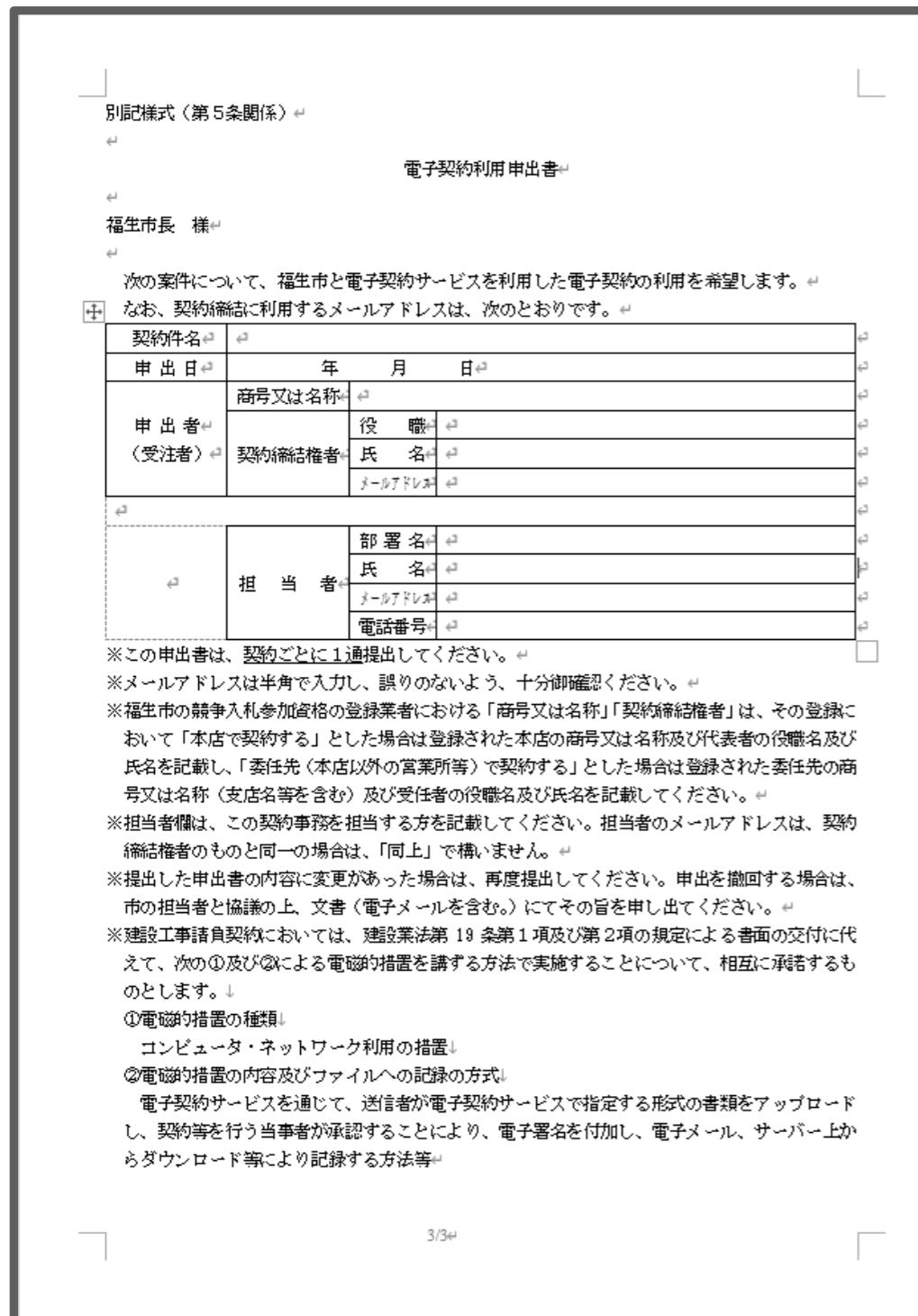
1. 利用対象とする契約
2. 電子契約の利用にあたって
3. 契約締結の流れ
4. 福生市からのお願い
5. ご不明点のお問い合わせ方法
6. アンケート

1.利用対象とする契約

- ・福生市においては、契約者双方が作成し、保管する書類（＝契約書）を中心に、電子契約の運用を行います。
- ・**令和7年12月1日(月曜日)**以降に行う契約が対象となります。
- ・**令和7年度中については5000万円以上の案件（制限付一般競争入札）**を対象とし、8年度より以後、対象を拡大していく予定です。
- ・**令和8年度については、契約係で契約を行う案件が対象**となっていき、ゆくゆく担当課で行う契約等も電子契約の対象としていく予定であります。
- ・従来どおり書面(紙)での契約も可能です。
- ・具体的な契約ごとの利用可否については、指名や告示の際にもお知らせする予定です。

2.電子契約の利用にあたって

電子契約の利用を希望される場合、
「電子契約利用申出書」を提出いただきます。



別記様式（第5条関係）
電子契約利用申出書
福生市長様
次の案件について、福生市と電子契約サービスを利用した電子契約の利用を希望します。
なお、契約締結を利用するメールアドレスは、次のとおりです。
契約件名
申出日 年月日
申出者（受注者）
商号又は名称
役職
氏名
メールアドレス
（受注者）
契約締結権者
担当者
部署名
氏名
メールアドレス
電話番号
※この申出書は、契約ごとに1通提出してください。
※メールアドレスは半角で入力し、誤りのないよう、十分御確認ください。
※福生市の競争入札参加資格の登録業者における「商号又は名称」「契約締結権者」は、その登録において「本店で契約する」とした場合は登録された本店の商号又は名称及び代表者の役職名及び氏名を記載し、「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は登録された委任先の商号又は名称（支店名等を含む）及び受任者の役職名及び氏名を記載してください。
※担当者欄は、この契約事務を担当する方を記載してください。担当者のメールアドレスは、契約締結権者のものと同一の場合は、「同上」で構いません。
※提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。申出を撤回する場合は、市の担当者と協議の上、文書（電子メールを含む。）にてその旨を申し出てください。
※建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて、次の①及び②による電磁的措置を講ずる方法で実施することについて、相互に承諾するものとします。
①電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置
②電磁的措置の内容及びファイルへの記録の方式
電子契約サービスを通じて、送信者が電子契約サービスで指定する形式の書類をアップロードし、契約等を行う当事者が承認することにより、電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等
3/34

電子契約利用承諾書の運用方法
は以下の通りです。（現段階での想定）

- ・ 提出タイミング：落札後
- ・ 入手方法：HPに掲載
- ・ 提出方法：メール

※連絡が取れない等の不備を防ぐため、契約案件ごとの提出をお願いします。

3. 契約締結の流れ

福生市の電子契約時の締結締結業務は以下の流れとなります。

電子契約業務フロー

1 電子契約利用申出書の受領

2 契約書準備・PDF データ作成

3 メール受信

4 契約内容の確認

5 契約締結完了

4.福生市からのお願い

電子契約は福生市だけでなく、事業者様にも多くのメリットがあります。

電子契約のメリット

- ・コスト削減(印紙や印刷、郵送コスト)
- ・業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- ・利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

今後、市としましても積極的な運用を進めていきたいと考えております。

また、覚書や協定書など、事業者様と取り交わしを行う各種書類についても運用できるよう推進していきますので、事業者様におかれましても、案件拡充に沿って、ぜひご利用をご検討いただければと存じます。

5. ご不明点のお問い合わせ方法

5. ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

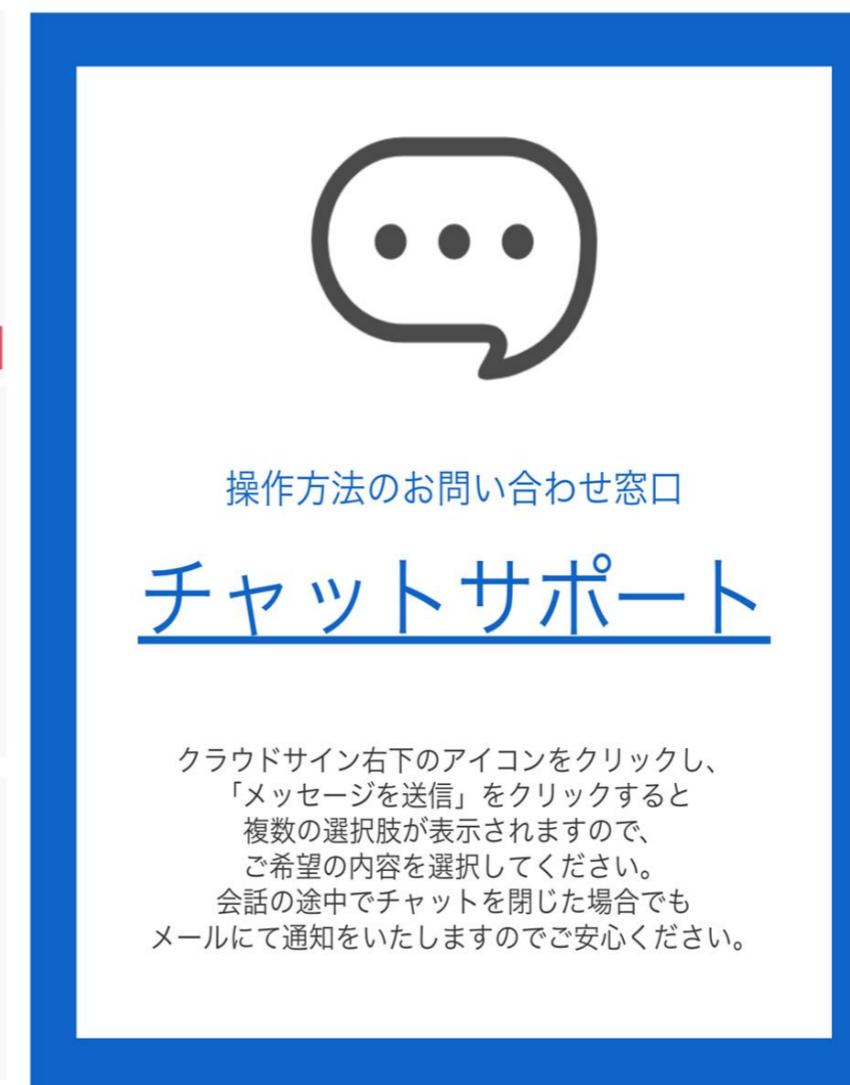
福生市契約管財課契約係へお問い合わせください。

※ お問い合わせはメール、電話で受付ております。

連絡先(メール) : f-keiyak@city.fussa.lg.jp

連絡先(電話番号) : 042-551-1539

【クラウドサインについての問い合わせ窓口】



6.アンケート

今後の運用の参考のために、本日の説明会についてのアンケートへのご協力をお願いいたします。